

# 新ひだか町子育て支援事業（食育推進事業）実施要領

## 第1 目的

この要領は、新ひだか町の子どもたちが様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践する「食育」を推進するため、乳幼児期において地場農水産物を配付することにより、地域の多様性と豊かな味覚を形成し、もって子育て世帯の支援及び地産地消に資することを目的とする。

## 第2 対象者

新ひだか町子育て支援事業（食育推進事業）の対象者は、新ひだか町が実施する乳幼児健診のうち、4か月児健診の対象者とする。

## 第3 配付方法

新ひだか町は、原則として、対象者が乳幼児健診を受診する日に、乳幼児健診を受診する施設において、当該対象者の保護者に対して地場農水産物を配付する。

## 第4 配付物

新ひだか町子育て支援事業（食育推進事業）により配付する地場農水産物は、次のとおりとする。

- (1) 地場産米（万馬券又はトキノミノル）
- (2) 地場産昆布

## 第5 雑則

この要領に定めるもののほか、子育て支援事業（食育推進事業）の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

### 附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。